



セーフティー

長野分会

No.68

全国労働衛生週間

10月1日～7日

スローガン

ひとりひとりが
貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き
健康職場



熱中症対策や有機物管理等を確認 安全パトロールと懇談会

当分会は7月28日、安全パトロールと安全懇談会を行った。パトロールは安全指導者会と長野労働基準監督署から19人が参加し、3班に分かれて長野市内の建築・土木現場を巡回。墜落・転落や転倒災害の防止、熱中症対策、有機溶剤の保存方法などの実施状況を確認した。

パトロール結果は懇談会の前に報告され、良好な点として「電気配線の上にゴムマットを敷き、足元注意の表示がある」「開口部の形状に合わせて蓋を設けていた」「有機溶剤を適切に密封・保管している」などを紹介。熱中症対策では「空調服に加え、首元を冷やすファンも支給している」「警備員が立つ場所に日除けとミスト扇風機が設置されている」「冷却装置を備えたテントを設けている」「塩分補給のため味噌汁を用意している」などの取り組みが報告された。

(結果、事例報告4～6面)

一方で、「クレーン作業時に見やすい位置へ吹き流しが設置されていない」「片側だけに手すりが付いた昇降階段は両側に手すりが必要」「階段上に設けた足場のジャッキベースが半分浮いていた」などの改善点も指摘され、長野労基署からは「建築現場出入口の上部で足場が組まれていたが、躯体から物などが落ちないように水平ネットを設けてほしい」などの意見が出された。

安全懇談会には、県や長野市の発注機関も参加。長野労基署が、長時間労働の抑制や労働条件の確保・改善対策などについて講演。懇談では、分会側が熱中症対策の注意点や高齢労働者対策のポイント、現場の労働時間、個人事業者に対する安全衛生対策などについて質問し、労基署側は資料を基に説明した。最後に指差唱和が行われ、参加者全員でゼロ災害を誓った。

分会長に鹿熊聡氏新任 指導者会長は藤森氏再任 2026年度総会・労働災害防止安全大会



当分会は6月16日、長野市内で2026年度定時総会を開催、任期満了に伴う役員改選で、分会長に鹿熊聡氏を新任。安全指導者会長に藤森将一氏を再任した。

議事では25年度事業・収支決算報告、26年度事業計画・収支予算などを原案通りに承認。26年度は建災防の「第9次建設業労働災害防止5カ年計画」に基づき、各種広報・啓発活動の展開、リスクアセスメントの実施や建設業労働安全衛生マネジメントシステム「コスモス」の普及促進、墜落・転落災害の防止、過重労働に対するメンタルヘルス、高年齢労働者の労働災害防止対策などの事業を展開し、安心して働ける職場づくりに取り組む。

分会長を退任した飯島泰臣氏は「4年間の建災防活動を通じて労働災害の重大さを学んだ。新体制の下でも災害ゼロを目指し、活動への理解と協力をお願いしたい」とあいさつした。

鹿熊新分会長は「担い手不足や資材価格高騰など厳しい環境が続くが、パトロールや集団指導等を通じて、安全で快適な職場づくりと安全意識の向上を図り、災害防止に全力で取り組む」と意気込みを語った。

総会後には労働災害防止安全大会を開催。長野労働基準



監督署の鎌倉博史安全衛生課長が「建設業における労働災害防止対策」をテーマに講演した。柳澤正則副分会長による決意表明では、全国安全週間スローガン「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」の下、ゼロ災達成への決意を共有。蟹澤佳治安全指導者副会長の先導で「ゼロ災でいこうヨシ」「危険ゼロでいこうヨシ」と二段指差唱和し、安全意識の徹底を図った。

同日決まった新役員は次の各氏。

【長野分会】

△副分会長 川浦俊樹、柳澤正則＝以上再任、小山田雄治＝新任

△理事 徳武信行、藤森将一、村松直敏、大橋晃＝以上再任、原山大輔、小池毅夫、長崎利彦＝以上新任

△監事 野村和正、井上善行＝以上再任

【安全指導者会】

△副会長 村松直敏＝再任、蟹澤佳治＝新任

△指導者 加藤啓、倉石昌彦、清水英隆、想田尚孝、高木憲行、塚田智信、中村慶胤、美谷島弘幸、山口卓也、月岡匠＝以上再任、小山田真也、小岩寿光、島根堅一、和田峻輝＝以上新任

写真で紹介 新任安全指導者



小山田 真也(中村組)



小岩 寿光(川中島建設)



島根 堅一(高木建設)



和田 峻輝(和田組)

作業着リニューアル

安全指導者会が安全パトロールなどで着用する作業着をリニューアル。上着は明るいグレー、パンツは濃いグレーを基調とした落ち着いた色合いで、すっきりとしたスタイリッシュなデザインとなった。





長野労働基準監督署
署長 古畑 善美

心も体も健康に意欲をもって働ける職場づくりを目指して

建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会並びに会員事業場の皆様方には、平素から労働基準行政の推進、とりわけ建設業における労働災害防止対策につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、貴分会及び会員事業場の皆様の安全に対する真摯な取組と不断のご尽力により、当署管内の建設業における休業4日以上労働災害発生件数が、令和6年の56人から7年の34人へと大幅に減少（-39.3%）しました。改めて、皆様方のご貢献に深く敬意を表します。この成果は、建設現場で働くすべての皆様の並々ならぬ熱意と努力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

さて、本年も9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、第77回全国労働衛生週間が実施されます。本年度のスローガンは、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」です。

労働者の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。皆様の職場では、6年度から本格施行された化学物質の自律的管理、8年度から適用された「高齢者の労働災害防止のための指針」、さらには個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組などについて、十分な対応

が図られているでしょうか。

特に、精神障害に係る労災支給決定件数（複数業務要因災害含む）は、全国で5年度の887件から、6年度1058件、7年度1086件へと増加しており、依然として深刻な状況が続いています。過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の推進に加え、10年度から50人未満の事業場にも義務化されるストレスチェック制度への準備についても、この労働衛生週間を契機として改めて見直していただきますようお願いいたします。

また、建設業における長時間労働の抑制や週休二日制の導入、連続休暇の取得促進など、労働環境の改善に向けた取組も近年着実に進展しています。これらの取組は、単なる法令遵守にとどまるものではありません。安全で安心して働くことのできる魅力ある職場づくりを進めることは、若年労働者の確保や人手不足の解消、人材の定着につながり、労働者が意欲を持って働くことができる環境の実現に直結するものです。

さらに、そのことが生産性の向上と労働災害の減少という好循環を生み出し、建設業界全体の持続的な発展につながるものと確信しております。

皆様方におかれましては、災害ゼロを目指した安全対策の徹底はもとより、心身ともに健康で働きやすい職場環境づくりについても、事業経営における最優先課題の一つとして取り組んでいただきますよう、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

職長等能力向上研修に21人



当分会は4月24日、安全衛生法の改正に伴う「建設業職長等能力向上教育研修会」を開催し21人が参加した。安全指導者が「職長と安全衛生責任者として行うべき労働災害防止」「労働者に対する指導や監督方法」などについて講義を行い、終了後は修了証が手渡された。

職長教育に13人が参加



7月6、7の2日間、職長教育（監督者研修）を開催。会員・非会員の現場代理人13人が参加した。安全指導者が「職長・安全衛生責任者の役割」「作業員への指導と教育の方法」などについて講義を行い、7日は各班で災害事例を元に事故原因を分析し、具体的な再発防止対策を立案した。

パトロールの結果

【良好と認められた点】

- △警備員用の日除けとミストファンを用意
- △屋外の休憩所にミスト扇風機を設置
- △現場と特徴が類似する状況の災害事例を掲示
- △溶接作業で溶接ヒューム作業主任者を表示
- △非常用の対策道具を現場入口に設置
- △小川の水を引きトイレの手洗い場を造っていた
- △内部階段にLED電気を設置して足元が見やすい
- △開口部の形に合わせた蓋を設置して段差を解消
- △ボンベが倒れないようしっかり固定していた
- △使いかけ有機溶剤の蓋に封をするなど保管良好
- △発電機のアースを適切に取り付けている
- △足場の段差にステップを設置し解消している

【是正・改善を要する点】

- △クレーン作業で見やすい位置に吹き流しが無い
- △立てかけた梯子の角度が急傾斜だった
- △法肩の整備で転落防止措置が必要
- △床を横切るコードに転倒防止のカバーが必要
- △分電盤に責任者の明示がない
- △足場の開口部に手すりはあるが巾木がない
- △布板に隙間があり養生が必要
- △階段上のジャッキベースが半分浮いていた
- △重機が置かれている場所が斜めだった
- △足場に道具等の落下を防ぐ対策が必要
- △昇降階段で両サイドに手すりがほしい
- △敷き鉄板がただ置かれていて整理が必要

◆印象に残ったパトロールポイント<熱中症対策>

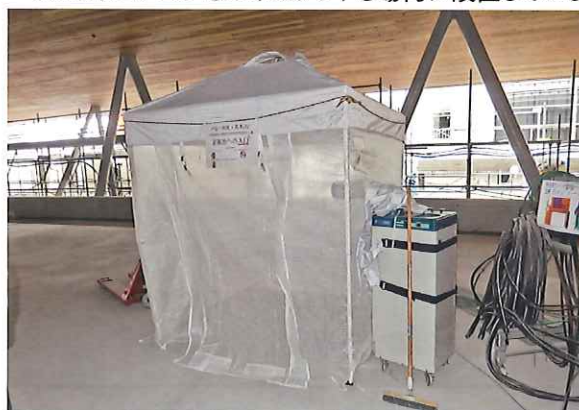
●体温調整

空調服の首元にもファンを付け体温を冷している



●暑さへの対応

スポットエアコンをつけたテントを場内に設置している



●注意掲示

熱中症に対応した作業指針や非常時の連絡先などを掲示



●熱中症対策

塩分がとれる味噌汁(左)や製氷機(右)を用意し、常時対策している



◆印象に残ったパトロールポイント＜良好な事例＞

●化学物質の管理

化学物質に関するリスクアセスメントを掲示



●出入口の明確化

現場を覆うシートで、足場出入口がある部分を色違いにして場所がわかるよう工夫されていた



●転落防止

親網を張り転落防止に備えている



●安全管理

360度のカメラを設置して現場全体を見渡している



●段差対応

現場に合わせて高さを調整できるスロープを用意



●転倒防止

電気配線の上にゴムマットを敷き足もと注意の表示あり



◆印象に残ったパトロールポイント＜検討を要する事例＞

●資材等の転落防止

出入口の上の足場に道具等の落下防止対策が必要



●安全な使用方法を

電工ドラムのコードは全て引き出して使うように



●重機の待機場所

重機を傾斜地に停止していた



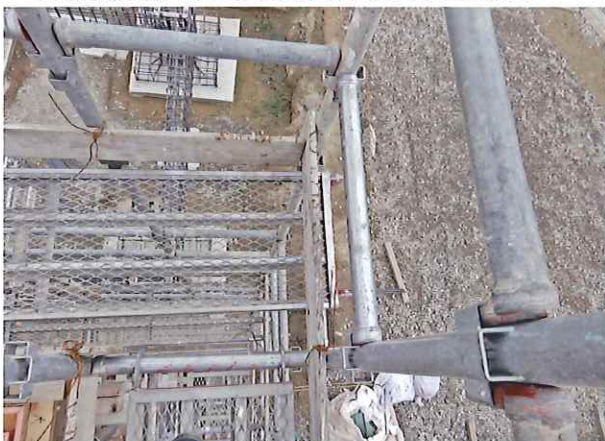
●補強の必要性

階段上のジャッキベースが半分浮いているので補強が必要



●足場の隙間

布板に隙間があり転落等防ぐための養生が必要



●つまずき等の危険

敷き鉄板の置き方に浮きや隙間があり、つまずく危険などがある



個人事業者等の安全衛生対策を義務化

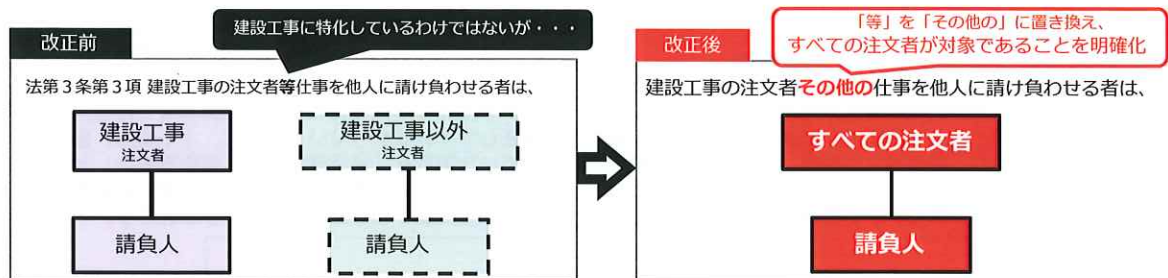
～ 自社労働者以外の作業従事者にかかる労働安全衛生法改正 ～

同じ場所で作業を行う労働者以外の作業従事者（一人親方、他社の作業員、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の措置が順次義務付けられます。

また、2023年4月や2025年4月から施行されている「保護具の使用の旨の周知」、「立入禁止や喫煙、飲食等の禁止」、「危険箇所等への搭乗禁止」、「悪天候時の作業中止」、「火気使用の禁止」、「事故発生時の退避」、「化学物質の有害性等の掲示」等の保護措置の徹底も引き続きお願いします。

1 令和7年5月施行 注文者は建設工事に限定しないことを明確化

労働安全衛生法制定時から建設工事の注文者を例示し、仕事を他人に請け負わせる者に広く適用していたが、より分かりやすく明示。（労働安全衛生法（以下、「法」という。）第3条第3項）

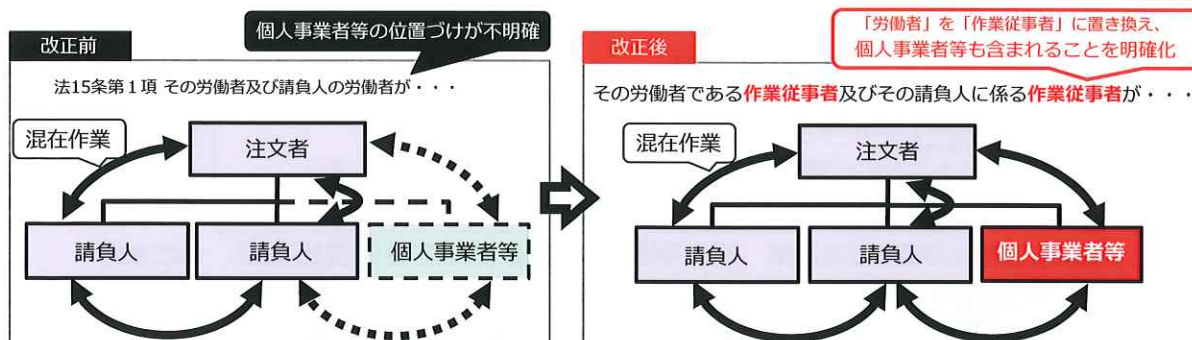


注文者は以下の点に留意する必要があります。（令和7年5月14日付け基発0514第1号）

- 作業方法、機械設備、原材料、作業時間等を指定することにより教育、機械の検査等が必要な場合は、これに要する費用を注文者が負担すること
- 無理な工期・納期の設定、当初予定していなかった条件を注文後に付加しないこと
- 運送業など発注ごとに作業場所や環境が異なる場合は、作業場所を管理する者と協議の上、契約時に明示すること

2 令和8年4月施行 個人事業者等が含まれることを明確化

注文者が実施する統括管理、機械等貸与者及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に個人事業者等が含まれることを明確化（法第15条、第15条の3、第30条、第30条の2、第33条、第34条など）



注文者や貸与者は以下の点に留意する必要があります。

- 機械災害防止のため機械等貸与者に点検整備や書面交付を義務付けている対象機械に、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダーを追加（安衛令第10条）
- 避難用出入口や警報設備の有効保持、建築物貸与者の対象建築物を事務所又は工場に限っていたものを、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物の共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持を追加（安衛令第11条）
- 就業場所や作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合に申告して是正措置をとるよう求める制度に個人事業者等を追加（法第97条）

発 行 所 建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会
長野市岡田町124-1長水建設会館内 電話026-227-6226

発 行 責 任 者 鹿熊 聡 藤森 将一

編 集 制 作 長野経済新聞社